

千葉県養育費確保促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、配偶者のない者で現に子を扶養しているひとり親家庭における子の養育費の受取りに関し、当事者以外の第三者を介し、養育費に不払いが発生した場合に第三者が立替、督促等を行う養育費保証契約を保証会社等と締結する際に必要な経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）及びこの要綱に基づき、千葉県養育費確保促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、養育費を確実に受け取る枠組みを整え、ひとり親に対する養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、本市に住所を有するひとり親等であつて、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めの対象となる子を現に扶養している者
- (2) 養育費の取決めに係る文書を交わしている者
- (3) 保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- (4) 過去に同一の子に対する保証契約で補助金を交付されていない者

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保証会社等と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用とする。

2 補助金の額は、前項に定める経費のうち年間保証料と5万円を比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養育費保証契約を締結した日（令和2年8月1日以降の日に限る。）の翌日から12か月以内に、養育費確保促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市が公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）
- (3) 養育費の取決めに交わした文書の写し
- (4) 補助対象経費の領収書等
- (5) 保証会社等と締結した養育費保証契約書（保証期間は1年以上のものに限る。）の写し
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第5条 市長は、前条による申請を受け付けた後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し養育費確保促進事業補助金交付決定

通知書（様式第2号）により通知する。

- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、理由を付して、養育費確保促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
（請求及び支払い）

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に養育費確保促進事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

- 2 市長は前項の規定による提出があったときは、補助金を支払うものとする。
（決定の取消し）

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費権利者の責によらない場合を除く。）は、第5条第1項に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は前項の規定による取消しがあったときは、理由を付して、養育費確保促進事業補助金取消決定通知書（様式第5号）により通知する。
（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。